

令和4年度

第3回 湯沢市農業委員会総会議事録

令和4年6月15日

湯沢市農業委員会

第3回湯沢市農業委員会総会議事録

日時 令和4年6月15日(火) 午後 1時30分

場所 湯沢市役所会議室41

開会 午後 1時37分

閉会 午後 2時35分

1) 出席した委員の氏名は次のとおりである。

1番	高橋 忠雄	11番	水戸 義昭
2番	伊藤 秀郎	12番	姉崎 与志弘
3番	瀬川 等	13番	佐々木 昇
4番	麻生 良子	14番	藤谷 清志
5番	佐藤 昇	15番	由利 幸悦
6番	宮原 正明	16番	佐藤 栄子
7番	杓澤 弥	17番	川崎 秀悦
8番	高橋 郁夫	18番	高橋 敬悦(会長職務代理者)
9番	西村 一	19番	高橋 伸太郎(会長)
10番	加藤 エリ子		

2) 欠席した委員

なし

3) 遅刻した委員

なし

19名中19名出席

(午後 1時37分)

4) 出席した事務局職員は次のとおりである。

事務局長	大野 重雄
班 長	井川 信博
主 査	小松 幹

5) 会議の提出案件

1 会務報告

2 報 告

・農地法に基づく届出等の報告

(1) 賃貸借契約合意解約

(2) 使用貸借契約合意解約

3 議 案

議案第16号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第17号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について

議案第18号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地
利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）

議案第19号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第20号 非農地証明願いについて

議 事	
議 長	<p>開会宣言 <u>午後1時37分</u> 委員総数19名中、19名の出席であります。定足数に達しており、会議が成立しますので、総会を開会いたします。</p> <p>次に、議事録署名委員の指名についてお諮りいたします。従前の例によりこちらからご指名してよろしいでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、<u>13番 佐々木 昇 委員、14番 藤谷 清志 委員</u>、の兩名を指名いたします。</p>
議 長	<p>次に、会期についてお諮りいたします。本日一日限りとしてはいかがでしょうか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、本日一日限りと決定いたします。</p>
議 長	<p>本日の議題は、会務報告のほか報告4件、議案5件であります。議事の進行方法については、次のような方法で進めたいと思います。冒頭に議案を上程し、質疑が終了した後に挙手による採決を行います。また、議事参与制限の該当者がいる場合は、提出議案朗読説明後、退席していただきますのでご協力をお願い致します。</p> <p>なお、発言される場合は挙手の上、指名されてから報告、議案の趣旨に沿った発言をお願いします。また、私語は慎むようお願い致します。</p> <p>それでは、会務報告の説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(大野事務局長、挙手)</p> <p>大野事務局長。</p> <p>(会務報告、朗読説明)</p>
議 長	<p>会務報告の内容についてご質問はありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>それでは、只今の報告をご了承願います。次に報告第2号 第1回農地対策専門委員会の報告をお願いします。</p> <p>(10番 加藤 エリ子委員 挙手)</p>
議 長	<p>10番 加藤 エリ子委員。</p>

	(第1回農地対策専門委員会報告、朗読説明)
議 長	報告第2号 第1回農地対策専門委員会の報告についてご質問はありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、只今の報告をご了承願います。次に報告第3号 第11回運営委員会の報告をお願いします。
議 長	(18番 高橋 敬悦会長職務代理者、挙手) 18番 高橋 敬悦会長職務代理者。
	(第11回運営委員会報告、朗読説明)
議 長	報告第3号 第11回運営委員会報告についてご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	それでは、只今の報告をご了承願います。次に、農地法に基づく届出等の報告をお願いします。
議 長	(井川班長、挙手) 井川班長。
井川班長	今月の農地法に基づく届出等の報告をいたします。 議案書2ページをご覧ください。 「1 賃貸借契約合意解約通知」は9件、面積22,561.89㎡であります。 内、「借人の都合による」ものが5件、「貸人の都合による」ものが1件、その他、「所有者の都合によるもの」が2件、「第三者へ所有権移転するため」が1件となっております。 議案書3ページをご覧ください。「2 申請許可状況」についてです。先月の転用案件は9件で、秋田県農業会議常設審議委員会に諮問の必要がなかった4条申請番号第1号、5条所有権移転申請番号第3号、4号、5号は5月17日付けで許可し、5条賃貸借権設定申請番号第1号、2号、5条所有権移転申請番号第1号、2号は秋田県農業会議常設審議委員会に諮問し許可相当の答申を受け、5月26日付けで許可しております。農地転用事業計画承認申請については、第2回総会終了後意見書を県へ進達しており、現在県で承認の可否について審議されております。報告は以上です。
議 長	只今の報告内容について、ご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)

議 長	<p>それでは、ご了承願います。</p> <p>次に議事に入らせていただきます。</p> <p>議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いします。</p>
議 長	<p>(井川班長、挙手)</p> <p>井川班長。</p>
井川班長	<p>議案第16号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」 農地法第 3 条の規定による許可申請書を受理したので、許可の可否について決定を要す。令和 4 年 6 月 15 日提出。</p>
議 長	<p>ここで、議案書 5 ページの所有権移転「申請番号第 11 号」は <u>8 番 高橋 郁夫 委員</u> に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは所有権移転「申請番号第 11 号」を審議しますので、<u>8 番 高橋 郁夫 委員</u> の退席をお願い致します。</p> <p>(8 番 高橋 郁夫 委員、退席) (午後 1 時 51 分)</p>
議 長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p>
議 長	<p>(井川班長、挙手)</p> <p>井川班長。</p>
井川班長	<p>議案書 5 ページをご覧ください。所有権移転申請番号第 11 号、面積は 5, 428 m² であります。申請事由は、相手方の要望によるものであります。売買価格は総会資料記載のとおりであります。説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。 (質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。所有権移転申請番号第 11 号について、申請のとおり許可することといたします。退席者の着席をお願い致します。 (8 番 高橋 郁夫 委員、着席) (午後 1 時 52 分)</p>

議 長	次に、議案第16号議事参与制限以外の所有権移転について、事務局より説明をお願い致します。
井川班長	<p>議案書5ページから6ページをご覧ください。議事参与制限以外の所有権移転は6件、全体面積が21,908.8㎡であります。申請事由は、申請番号第5号が農業廃止のため、申請番号第6号は小作地解放のため、申請番号第7号は経営縮小のため、申請番号第8号、第9号は相手方の要望による、申請番号第10号は生前一括贈与によるものです。</p> <p>うち、第5号、第8号、第9号については売買で、価格は資料記載のとおりであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議 長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議案第16号「農地法3条の規定による許可申請について」を申請のとおり許可することに決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、議案第17号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」、を議題とします。</p> <p>案件を事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>(井川班長、挙手)</p>
議 長	井川班長。
井川班長	<p>議案第17号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について」湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。</p> <p>令和4年6月15日提出。</p>
議 長	<p>ここで、議案書8ページの利用権設定「整理番号第85号」が<u>18番 高橋 敬悦 委員</u>に関する案件となっております。</p>
議 長	<p>農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願いいたします。</p> <p>関連議案終了後入室・着席していただきます。</p>

議長	<p>それでは利用権設定「整理番号第85号」を審議しますので、<u>18番 高橋 敬悦 委員</u>の退席をお願いいたします。</p> <p>(18番 高橋 敬悦 委員、退席) (午後1時55分)</p>
議長	<p>事務局より説明をお願い致します。</p> <p>(井川班長、挙手)</p>
議長	<p>井川班長。</p>
井川班長	<p>議案書8ページをご覧ください。利用権設定「整理番号第85号」について、賃貸借権の新規設定で、面積は3,111㎡であります。賃料については、総会資料記載のとおりであります。</p> <p>集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
議長	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
議長	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長	<p>全員挙手。利用権設定「整理番号」第85号について、計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(18番 高橋 敬悦 委員、着席) (午後1時56分)</p>
議長	<p>ここで暫時休憩とします。(午後1時56分)</p>
議長	<p>休憩を終了し会議を再開します。(午後1時57分)</p> <p>議案第17号議事参与制限以外利用権設定について事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>(井川班長、挙手)</p>
議長	<p>井川班長。</p>
井川班長	<p>議案書8ページから15ページをご覧ください。議事参与制限以外利用権設定は賃貸借権が22件、使用貸借権が4、面積が119,579㎡であります。</p> <p>内訳が、新規の設定が16件、再設定が10件で、賃料については総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>

議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。
4 番	整理番号74号の賃借人「川原営農」について、解約があったり拡張があったりしているが、法人の構成員数に変わりはないのか。今何人か。
井川班長	現在の川原営農の構成員数は10名で、150日～250日の従事日数です。
15番	農地の出し入れについては、作目を稲作からネギとセリに切り替え集積を図っているようだ。
議 長	他に質問はありませんか。 無いようですので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。
議 長	(全員挙手) 全員挙手。議案第17号議事参与制限以外の利用権設定について、計画のとおり決定することといたします。
議 長	次に所有権移転について審議します。 議案書16ページの所有権移転「整理番号第5号」が <u>8番 高橋 郁夫 委員</u> に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。 それでは所有権移転「整理番号第5号」を審議しますので、 <u>8番 高橋 郁夫 委員</u> の退席をお願いいたします。
	(8番 高橋 郁夫 委員、退席) (午後2時09分)
議 長	事務局より説明をお願いいたします。
議 長	(井川班長、挙手) 井川班長。
井川班長	議案第17号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画所有権移転について、議案書16ページをご覧ください。 所有権移転「整理番号第5号」は、面積は6,819㎡であります。申請事由は経営拡張のためであります。売買価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。

	(質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	全員挙手。議案第17号の所有権移転「整理番号第5号」について、計画のとおり決定することといたします。退席者の着席をお願い致します。 (8番 高橋 郁夫 委員、着席) <u>午後2時10分</u>
議長	次に、議案第17号議事参与制限以外の所有権移転について事務局より説明をお願いいたします。
議長	(井川班長、挙手) 井川班長。
井川班長	議案第17号議事参与制限以外の所有権移転について、議案書16ページをご覧ください。議事参与制限以外の所有権移転は2件、面積は4,723㎡であります。申請事由は経営拡張のためであります。売買価格については、総会資料記載のとおりであります。集積計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議長	説明が終わりました。質疑を行います。何か質問はございませんか。 (質問なしの声あり)
議長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議長	議案第17号議事参与制限以外の所有権移転について、計画のとおり決定することといたします。
議長	次に、議案第18号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」を議題とします。 案件を事務局より説明をお願いいたします。
議長	(井川班長、挙手) 井川班長。
井川班長	議案第10号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による湯沢市農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)」 湯沢市農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により計画の可否について決定を要す。令和4年6月15日提出。

<p>議 長</p>	<p>ここで、議案書18ページの「集積計画整理番号(転借人へ)」の第57号が、<u>2番 伊藤 秀郎 委員</u>に関する案件、第59号が、<u>18番 高橋 敬悦 委員</u>に関する案件となっております。農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、審議開始から終了まで関係する委員の退席をお願い致します。関連議案終了後に入室・着席していただきます。</p> <p>それでは、集積計画整理番号(転貸人へ)第50号及び集積計画整理番号(転借人へ)第57号を審議しますので、<u>2番 伊藤 秀郎 委員</u>の退席をお願いいたします。</p> <p>(2番 伊藤 秀郎 委員、退席) (午後2時13分)</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局より説明をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(井川班長、挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>井川班長。</p>
<p>井川班長</p>	<p>議案書18ページをご覧ください。利用集積計画整理番号(転貸人へ)第50号、利用集積計画整理番号(転借人へ)第57号についてご説明いたします。</p> <p>面積が2,874㎡で、申請事由及び賃料につきましては総会資料記載のとおりであり、利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。</p>
<p>議 長</p>	<p>説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p> <p>(質問なしの声あり)</p>
<p>議 長</p>	<p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方は挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長</p>	<p>全員挙手。集積計画整理番号(転貸人へ)第50号及び集積計画整理番号(転借人へ)第57号の承認することといたします。退席者の着席をお願いいたします。</p> <p>(2番 伊藤 秀郎 委員、着席) (午後2時15分)</p>
<p>議 長</p>	<p>次に利用集積計画整理番号(転貸人へ)第58号及び利用集積計画整理番号(転借人へ)第59号を審議しますので、<u>18番 高橋 敬悦 委員</u>の退席をお願いいたします。</p>
<p>議 長</p>	<p>(18番 高橋 敬悦 委員、退席) (午後2時15分)</p> <p>事務局より説明をお願いいたします。</p>

議 長	(井川班長、挙手) 井川班長。
井川班長	議案書18ページをご覧ください。利用集積計画整理番号(転貸人へ)第58号、利用集積計画整理番号(転借人へ)第59号についてご説明いたします。 面積が4,469㎡で、申請事由及び賃料につきましては総会資料記載のとおりであり、利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
議 長	質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)
議 長	全員挙手。集積計画整理番号(転貸人へ)第58号及び集積計画整理番号(転借人へ)第59号の承認することといたします。退席者の着席をお願いいたします。 (18番 高橋 敬悦 委員、着席) (午後2時16分)
議 長	次に議案第18号議事参与制限以外の利用集積計画について事務局より説明をお願いいたします。
議 長	(井川班長、挙手) 井川班長。
井川班長	議案書18ページから24ページをご覧ください。議事参与制限以外の利用集積計画は、集積計画(転貸人へ)は22件、面積は168,196㎡であります。貸付理由については、整理番号第28号、30号、32号から46号、48号、49号は経営縮小のため、第29号、31号、47号は農業廃止のためとなっております。集積計画(転借人へ)は7件、全て経営拡張による借受けであります。賃料については総会資料記載のとおりであります。全ての利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。
議 長	説明が終わりました。質疑を行います。何かご質問ありませんか。 (質問なしの声あり)
3番	24頁、整理番号48号の契約期間が10年でないのは何故か。
井川班長	同地区内で耕作する農地の契約終了の期間に合わせた為であります。

議 長	<p>他に質問はございませんか。 それでは採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。 (全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。議事参与制限以外の利用集積計画を計画のとおり決定することといたします。</p>
議 長	<p>次に、議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いいたします。</p> <p>(井川班長、挙手)</p>
議 長	<p>井川班長。</p>
井川班長	<p>議案第19号「農地法第5条の規定による許可申請について」</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 農地法第5条第1項の規定による許可申請書を受理したので、同条第3項の規定により秋田県農業会議に諮問するため同意を求める。 2 農地法第5条第3項及び市町村への権限移譲の推進に関する条例第8条の規定により、許可の可否判断を会長に一任することの同意を求める。 <p>令和4年6月15日提出。</p> <p>初めに5条所有権移転申請番号第6号について説明いたします。 議案書26ページ、議案付属資料は8ページから15ページをご覧ください。 申請地は、湯沢市●、地目は●、面積は●㎡であります。申請内容は、現在の住宅が崖地にあり、建物の老朽化が進んでいることから申請地を取得し、隣接する宅地と一体で整備して住宅を新築するための転用であり、湯沢市役所から南へ約●km、市立湯沢南中学校から東へ約●kmに位置し、東側は畑、西・北側は道路、南側は宅地に隣接しています。</p> <p>農地区分は、都市計画区域・準工業地域であることから第3種農地であると判断しております。事業計画は、盛土等の造成工事を行わず、住宅●㎡、進入路及び駐車場●㎡を隣接する宅地と併せて整備するものです。</p> <p>事業費は、用地取得費●万円、整地経費●万円、建物建設経費●万円、設計費●万円、測量・登記経費●万円、搬入費等諸経費●万円、計●万円となっております。資金計画は借入で仮審査書類により確認しております。</p> <p>被害防除計画については、東側は既存の法面、西側は道路境のブロック塀と既存の土留め、北側は水道施設管理通路の間の側溝で対応するとしており、南側は一体的に利用する宅地のため、特に防除措置を行わないものです。汚水・生活雑排水は合併浄化槽で処理し、雨水は自然流下となっております。申請地は第3種農地であり、事業計画等にも問題はなく一般基準を満たしていると考えます。</p>

次に5条所有権移転申請番号第7号について説明させていただきます。議案書26ページ、議案付属資料は16ページから22ページをご覧ください。

申請地は、湯沢市●、地目は●、面積は●㎡であります。

申請内容は、現在の住宅が山すそにあり交通上不便であること、建物の老朽化が進んでいることから申請地を取得し、住宅を新築するための転用であり、申請地は、中田会館から南へ約1.8km、外堀会館から南西へ約1.8kmに位置し、東側は畑、西側は道路、南側は宅地、北側は田に隣接しています。農地区分は、第1種農地、第2種農地及び第3種農地のいずれの要件にも該当しない農地であり、小集団の生産性の低い農地であることから第2種農地（その他農地）と判断しております。事業計画は、高さ●m～●m、土量●㎡の造成工事を行い、住宅●㎡、カーポート●㎡を整備するものです。事業費は、用地取得費●万円、造成・整地経費●万円、建物建設経費及び設計費●万円、測量・登記経費●万円、計●万円となっております。資金計画は全額自己資金で残高証明書により確認しております。被害防除計画については、東側は市道、北側は隣接地と高さが同じのため処理不要、西・南側は既に法面保護工事がされているものです。汚水・生活雑排水は公共下水道で処理し、雨水は自然流下となっております。

許可判断として、申請地は第2種農地であるが、不許可の例外の住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上または業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、規則第33条第4号に該当するものと考えられるためやむを得ないと判断いたします。

説明は以上です。

議長 ここで、現地確認結果について、2番 伊藤 秀郎 委員から報告願います。

(2番 伊藤 秀郎 委員、挙手)

議長 2番 伊藤 秀郎 委員。

議案第19号の5条所有権移転申請番号6号及び7号の現地確認について報告いたします。

5月27日、1番 高橋 忠雄 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてみました。

先ほど、事務局より説明があったとおり、申請された案件については、事前着工もなく、周辺の状況と申請書類を照らし合わせた結果、転用にあたっては特に問題がないものと見てまいりました。

報告は以上です。

議長 議案第19号の農地法第5条の規定による許可申請について質疑を行います。何かご質問ありませんか。


(質問なしの声あり)


議 長	<p>質問なしの声がありますので、議案第19号の農地法第5条の規定による許可申請について採決を行います。</p> <p>許可相当とすることと、秋田県農業会議に諮問すること及び許可の可否判断を会長に一任することに賛成の方の挙手を求めます。</p> <p>(全員挙手)</p>
議 長	<p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第19号の農地法第5条の規定による許可申請は、許可相当の意見を付して秋田県農業会議に諮問し、答申を受け許可の可否の判断をすることにいたします。許可の可否については、次回の総会で報告いたします。</p>
議 長	<p>次に、議案第20号「非農地証明願いについて」を議題とします。案件を事務局より説明をお願いいたします。</p>
議 長	<p>(井川班長、挙手) 井川班長。</p>
井川班長	<p>議案第20号「非農地証明願いについて」 農地法第4条及び同法第5条の届出又は許可を受けていない土地について、農地法第2条の規定による農地でないことの証明願いを受理したので、証明の可否について決定を要す。令和4年6月15日提出。 それでは非農地証明申請番号第2号について説明いたします。 議案書28ページ、議案付属資料は23ページから26ページをご覧ください。申請地は、湯沢市●、●、地目は●、面積は●㎡であります。申請地は、昭和52年頃から20年以上耕作が行われておらず、現在は山林原野の状態であります。そのような状況から、申請地は農地としての利用が困難であることから、非農地判断はやむを得ないものと判断します。説明は以上です。</p>
議 長	<p>ここで、現地確認結果について、2番 伊藤 秀郎 委員から報告願います。</p> <p>(2番 伊藤 秀郎 委員、挙手) 2番 伊藤 秀郎 委員。</p>
2 番	<p>議案第20号の現地確認について報告いたします。 5月27日、1番 高橋 忠雄 委員と私の2名、事務局2名とで現地確認をしてまいりました。 先ほど事務局より説明がありましたとおり、申請地は20年以上耕作が行われておらず、山林状態にあり、農地としての利用は不可能な状況であると判断しました。報告は以上です。</p>

議 長	<p>議案第20号の「非農地証明願いについて」質疑を行います。何かご質問ありませんか。</p>
議 長	<p>(質問なしの声あり)</p> <p>質問なしの声がありますので、採決を行います。賛成の方の挙手を求めます。</p>
議 長	<p>(全員挙手)</p> <p>全員挙手。異議ないものと認め、議案第20号の非農地証明願いについて、原案のとおり決定することといたします。</p> <p>これをもちまして、本日の議案は全て終了いたしました。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時35分終了)</p>

湯沢市農業委員会会議規則第13条第2項により、会議内容について相違ないことを認め署名押印する。

令和4年6月15日

議長 高橋伸太郎 

署名委員 13番 佐口 昇 

署名委員 14番 藤谷清志 